

○さるびあタウンへの入会

1. 入会資格（①または②に該当）
 - ①町田市で活動する中小企業の勤労者・事業主（居住地を問いません）
 - ②市内に居住する中小企業の勤労者（会社の所在地を問いません）

（注）次に該当する方は入会できません。

 - ・6ヵ月末満の期間を定めて雇用されている方
 - ・入会時において、入院加療中の方
2. 確認事項：さるびあタウン会員として虚偽の申告や不正行為等は行わないこと
3. 個人情報：ホームページ記載「一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター個人情報保護規定」に基づき管理いたします

○必要書類

1. 入会申込書（様式 A）と入会者名簿（様式 B）
2. 事業所名がわかる証明書類（コピー）
（例）登記簿謄本、所得税申告の際に提出した決算書、健康保険証（勤務先名記載）、給与明細書 など
3. 預金口座振替依頼書

○お申込み～入会までの流れ

- （1）必要書類をご提出ください（FAX、郵送、窓口）
- （2）受理後、入会金・会費の振込用紙を発行します
【請求金額】 入会金 300 円×人数分
月会費 500 円×人数分×月数
・会員 1 名で加入される場合、月会費は 700 円
・会費は入会月から発生します
・会費は四半期単位での納入になります（下記「会費について」を参照）
※入会金・会費は福利厚生費として損金算入の対象となります。
- （3）ご入金確認後、会員証、会報誌を発行します
- （4）入会金と会費の「入金日」が「入会日」となります

○サービス利用開始

- （1）入会した日からサービスをご利用できます
※サービスのご利用申請は、さるびあタウンが会員様から直接承ります（事業所が行う手続きはございません）
- （2）慶弔見舞給付金は、以下の要件があります（新入会の方はご注意ください）
 - ①入会の翌月以降に発生した事由が給付対象です
 - ②給付金の請求は、入会の翌月から数えて6ヵ月目から可能となります

ご入会後の「会員管理」及び「健康診断受診料補助」について

○会費について

- （1）四半期ごとに3ヵ月分の会費を先払いで口座振替します
- （2）会費は、会員計算日（四半期表参照）の会員人数で請求します
（会員計算日と同日の退会者は、請求人数から除きます）
【請求金額】 会員 2 名以上の事業所：1,500 円×会員数
会員 1 名の場合：2,100 円

【四半期表】

	対象月	会員計算日	口座振替日
第1期	4,5,6	3月31日	4月20日
第2期	7,8,9	6月30日	7月20日
第3期	10,11,12	9月30日	10月20日
第4期	1,2,3	12月31日	1月20日

※振替日が金融機関休業日の場合は、翌営業日振替

○退会の手続き

- （1）退会日より前に、「退会届」を提出してください
- （2）退会者の会員証は、退会日以降ご返送願います
- （3）納入済の会費は、返金いたしません

○健康診断受診料補助について

事業者の必要経費である「健康診断受診料」について、事業者への補助を行います

※会員が健康診断を受診後、事業者がまとめて補助金を申請してください。

①協会けんぽ「生活習慣病予防健診」
【補助金額】会員 1 名につき、1,000 円

②さるびあタウン提携病院での健康診断
【補助金額】会員 1 名につき、1,600 円

※詳細は会報誌、ホームページでご確認ください。

○追加入会について

- （1）対象者：事業所内の従業員で未入会の方（パート・アルバイト可）
- （2）「追加入会者の申込書」で申請してください
- （3）追加入会者の会費のお支払い・サービスの利用開始については、新規入会者と同じです。